

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画の先進的な取組事例について

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和 2 年 12 月 17 日付け厚生労働省健康局長通知）等により、現時点での情報とその具体的な事務取扱等をお示ししているところですが、今後の薬事承認や医療従事者等への接種の状況によっては、早ければ 4 月以降にも高齢者への接種が見込まれます。

新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種のためには、新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画が重要となりますが、今般、その検討に資するよう、先進的な取組事例をとりまとめたので、内容を御了知の上、管内市町村へ周知をお願いいたします。

なお、別添の資料については、現時点の情報であり、検討の結果により、変更となる可能性があることにご留意下さい。



新型コロナウイルスワクチン接種体制 【練馬区モデル】

令和3年1月29日

練馬区 健康部 住民接種担当課

練馬区モデルとは

- 個別接種と集団接種のベストミックスにより短期間で接種完了
- 診療所での個別接種をメインに、集団接種会場がカバー
- 個別接種会場は、区内約250か所の診療所
- 集団接種会場は、
 - 平日常設 6 か所の病院、 4 か所の区立施設
 - 土日開設 区役所本庁舎
 - 8 か所の学校体育館（延96校を巡回開設）
- 予約は、個別接種は直接診療所へ申込（高齢者インフルエンザワクチン接種と同じなので混乱が少ない）
集団接種は区が受付(インターネット・自動音声受付)

訪問診療受診者および高齢者施設等入所者への接種は、12ページを参照

新型コロナウイルスワクチン接種体制 練馬区モデル

【練馬区総人口】74万人 《高齢者：16万人、その他一般：58万人（うち16歳未満：9万人）》
【接種率の想定】約65%（今期高齢者インフルエンザワクチン接種率見込）
【接種会場】 診療所：約250カ所、病院：6病院、区立施設：5施設、学校体育館：延96校
【接種期間】 高齢者：最初の6週間（3週間×2回）で接種（ファイザー社製ワクチンを想定）

練馬区モデルのコンセプト

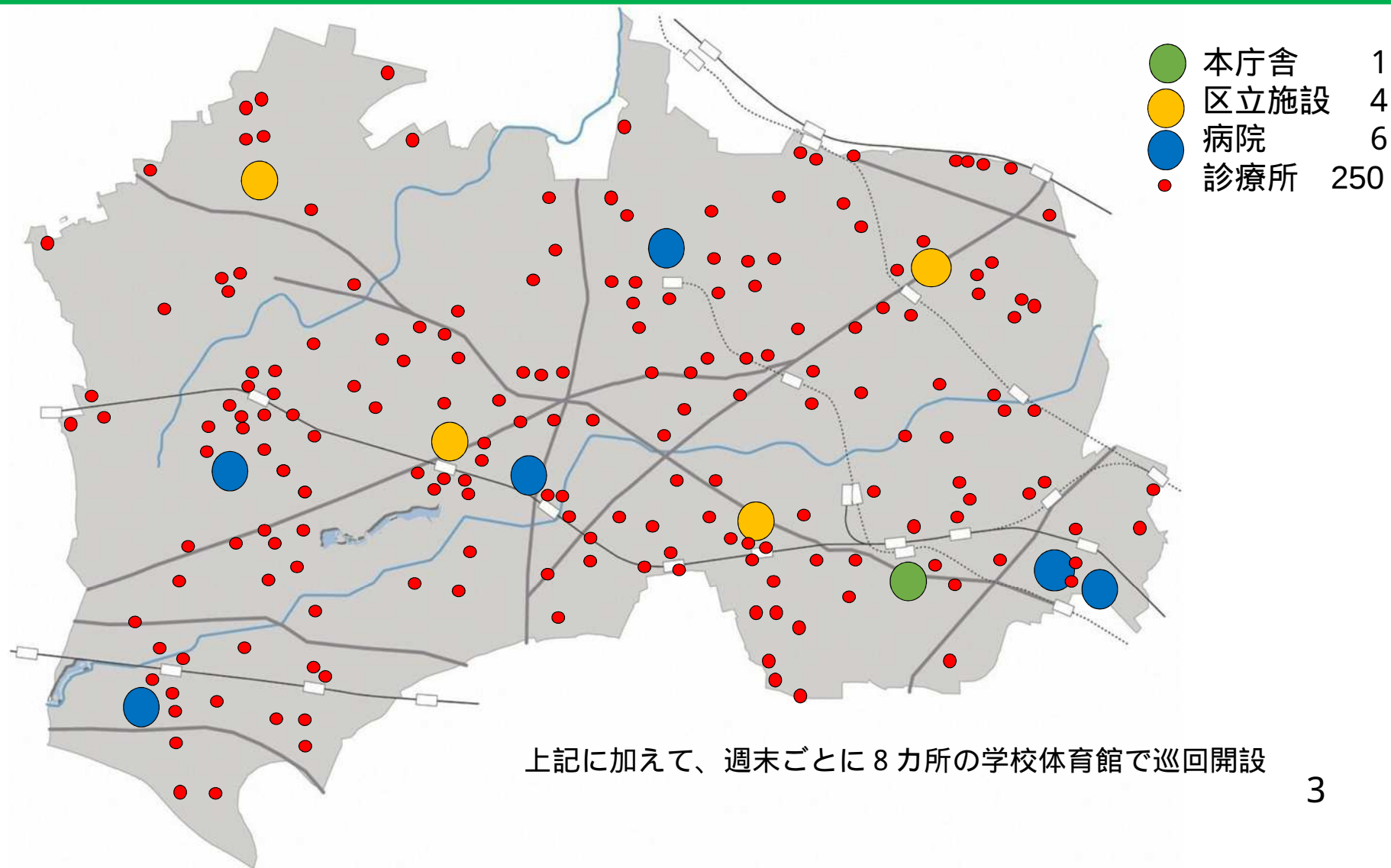
早くて 近くて 安心です

早くて 接種まで1か月も待たせない 速やかに接種できる体制を確保

近くて 近くの診療所で接種可 電車やバスに乗る必要なし 平日忙しければ土日に

安心です 通いなれた「かかりつけ医」が接種するので安心

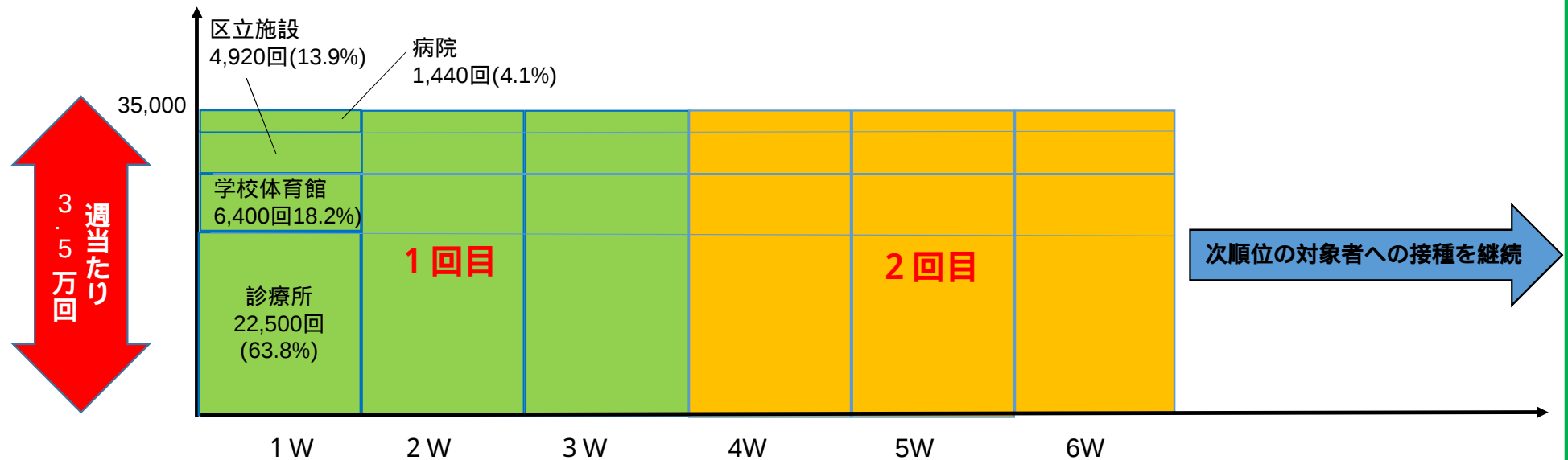
接種会場配置イメージ



接種数の想定（高齢者） 〔ファイザー社製ワクチンを想定〕

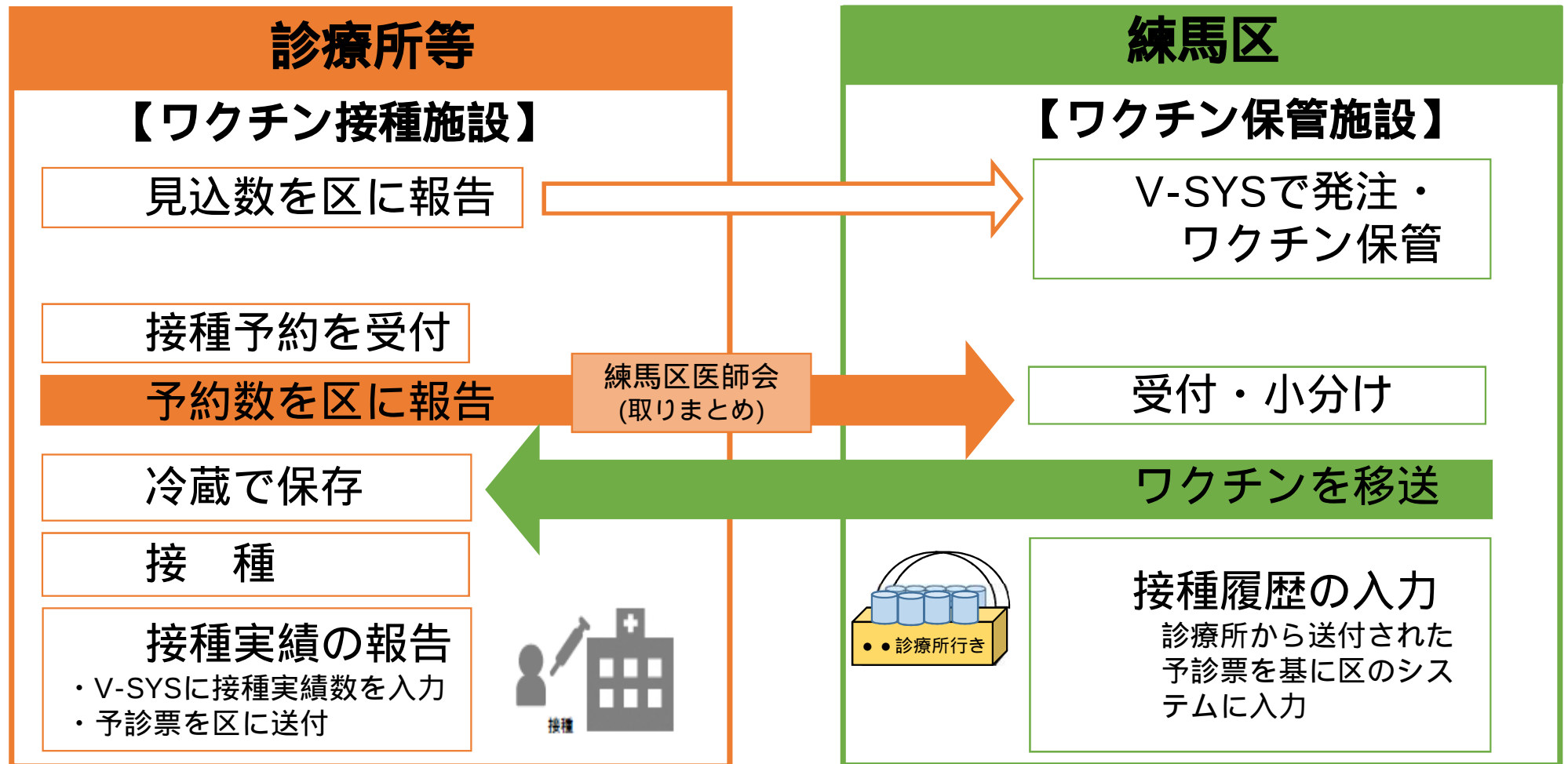
接種数の想定（高齢者）

- 65歳以上高齢者16万人、接種率65%、2回接種で21万回の接種が必要
- 週当たり3.5万回接種することで、6週間で2回の接種(21万回)が完了



ワクチンの小分けによる診療所での接種

診療所等での接種の流れ



ワクチンの小分け方法

練馬区全体を4つの区域に分け、各区域の区立施設を基本型接種施設に位置づけて、区域内診療所（50～70か所）へ小分けして移送する。

【集団的接種会場】

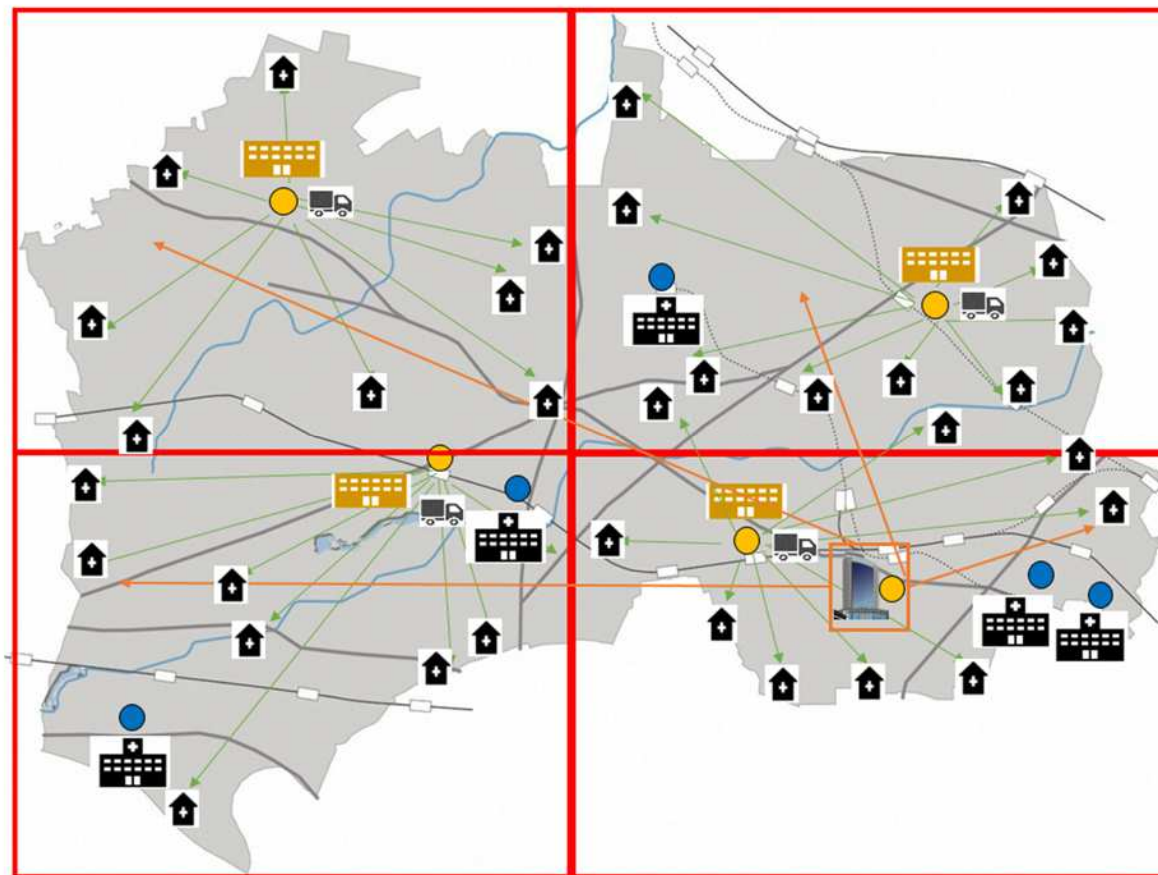
● 病院

● 区立施設
ディープフリーザーを
配置

【個別接種会場】

🏠 診療所等
基本型接種施設から移送されたワクチンを冷蔵管理しながら5日間で使い切る。

本庁舎（）は、全体統括として、全地域のフォロー移送を行う。

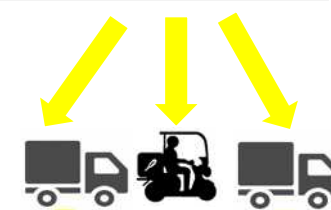
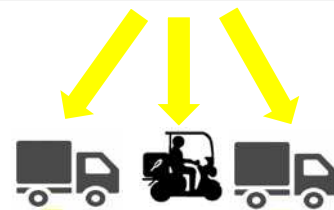
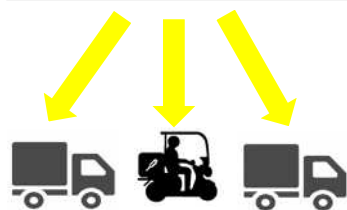


ディープフリーザーを順次増設した場合には、より小さな区域を設定することも可能

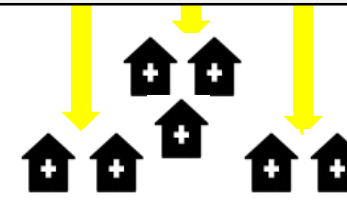
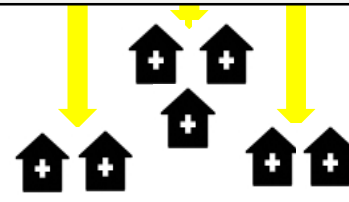
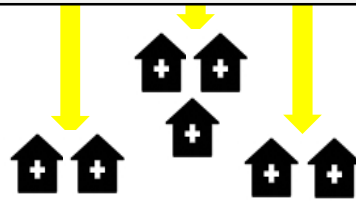
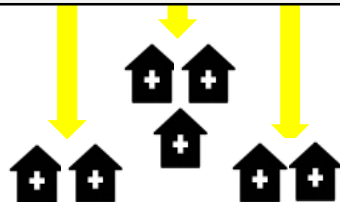
基本型接種施設（区立施設）から診療所等へ移送イメージ



基本型接種施設（区立施設 4 か所）にて50～70個に小分け

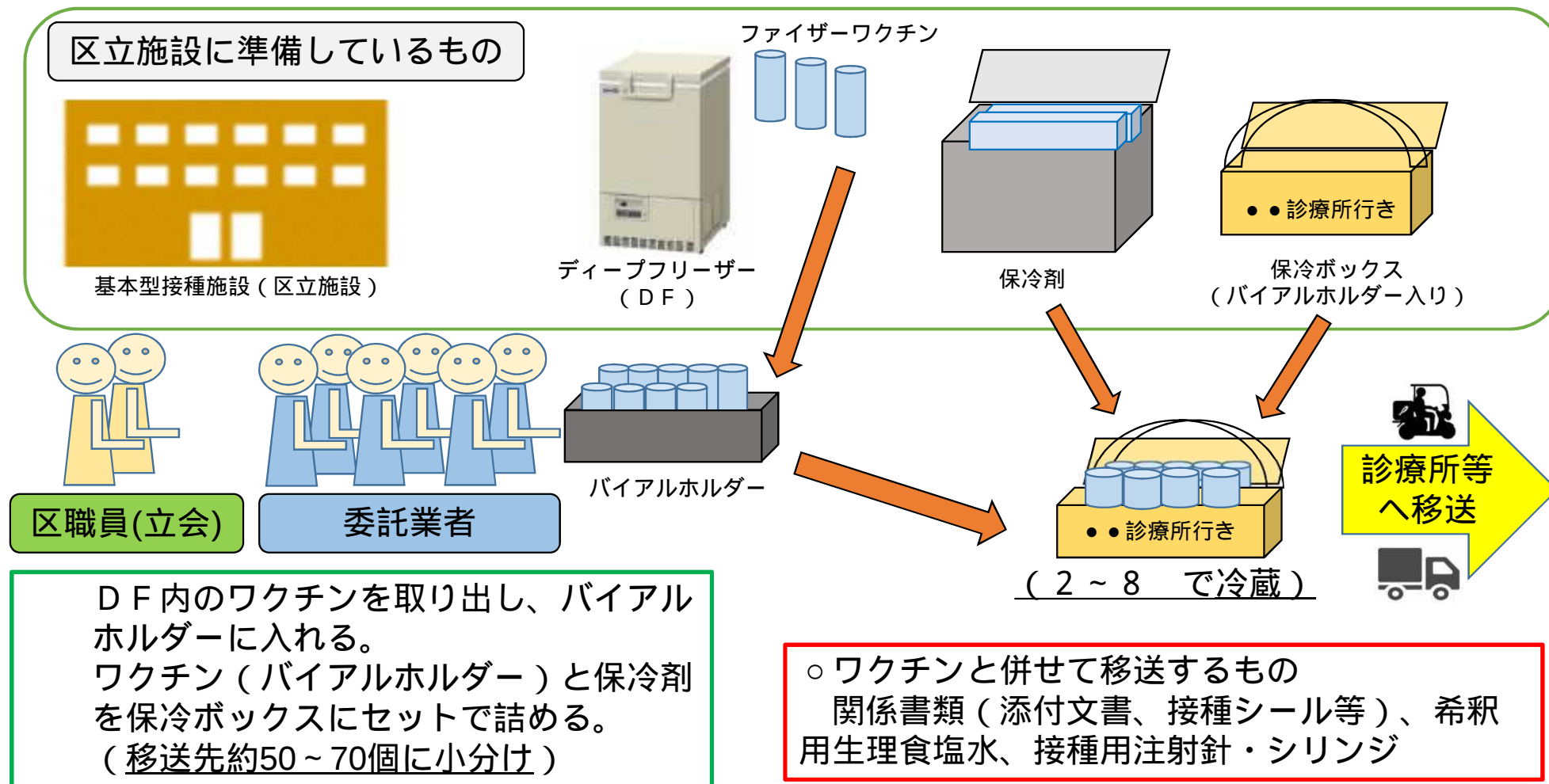


配送委託事業者（トラック・バイク便など）が移送（原則として3時間以内）



診療所等（約250か所）に個別に納品（5日以内で使用）

基本型接種施設（区立施設）での小分け作業フロー



訪問診療受診者および高齢者施設等入所者への接種

- 区内訪問診療受診者数 約6,000人
訪問診療を実施する区内医療機関数 約100か所

訪問診療を受けている患者へのワクチン接種は、原則、その主治医が行う。

- 区内高齢者施設等入所者数 約10,000人
 - ・ 特別養護老人ホーム（32施設）、介護老人保健施設（14施設）等
当該施設の嘱託医・施設医等がワクチン接種を行う。
 - ・ その他医師の関与がない施設等
区が委託した医師が施設を回りワクチン接種を行う。

1日に接種する件数を6の倍数となるようスケジュールを作り、自分が属する地域の「基本型接種施設（区立施設）」にワクチンの発注を行い、受け取る。

ワクチンを無駄にしない取組

- 診療所での接種体制は、練馬区医師会の協力により構築。
ワクチン取扱上の注意（５日で使い切るなど）については、医師会を通じて周知徹底する。
- 週２回ワクチンを移送し、５日以内に接種を完了する体制を構築する。
- 各診療所では、バイアル（瓶）ごとの接種回数の端数など、接種されないままとなるワクチンが発生しないよう、接種は予約制とする。
- １バイアル６回分なので、１日の予約数は６の倍数とする。
- 当日キャンセルに備え、下記の方法等により、廃棄されるワクチンの発生を抑制する。
接種の待機者（早急な接種を希望する者、翌日以降の予約者）に連絡し、接種する。
優先接種区分に関わらず、付き添いで希望する方などに接種する。

事前周知から接種までの流れ

事前周知から接種までの流れ（高齢者）

1.事前周知 < 3月1日 ~ >	区報、区ホームページ、区内掲示板等で区民に周知（2回程度） （1回目）制度説明（2回目）接種券送付のお知らせ 相談コールセンター開始
2.接種券等の発送 < 3月中旬以降 >	接種券やお知らせを対象の高齢者（16万人）に送付
3.ワクチンの配分	ワクチン割当を受け、区接種会場、配送拠点ごとに割り当て 区拠点から医療機関に小分けし割り当て（区が接種量調整、V - S Y S 入力）
4.接種会場・予約 方法の周知	「コロナワクチンナビ（V - S Y S）」、区ホームページ等にて広く周知
5.予約開始 < 3月中旬以降 >	診療所：各診療所へ直接予約 集団接種会場：予約専用電話(音声対応100回線)、W E B 予約システムにて予約
6.接種（1回目）	予約した日時・会場にて接種
7.接種（2回目）	1回目と同じ医療機関・会場で接種（原則）

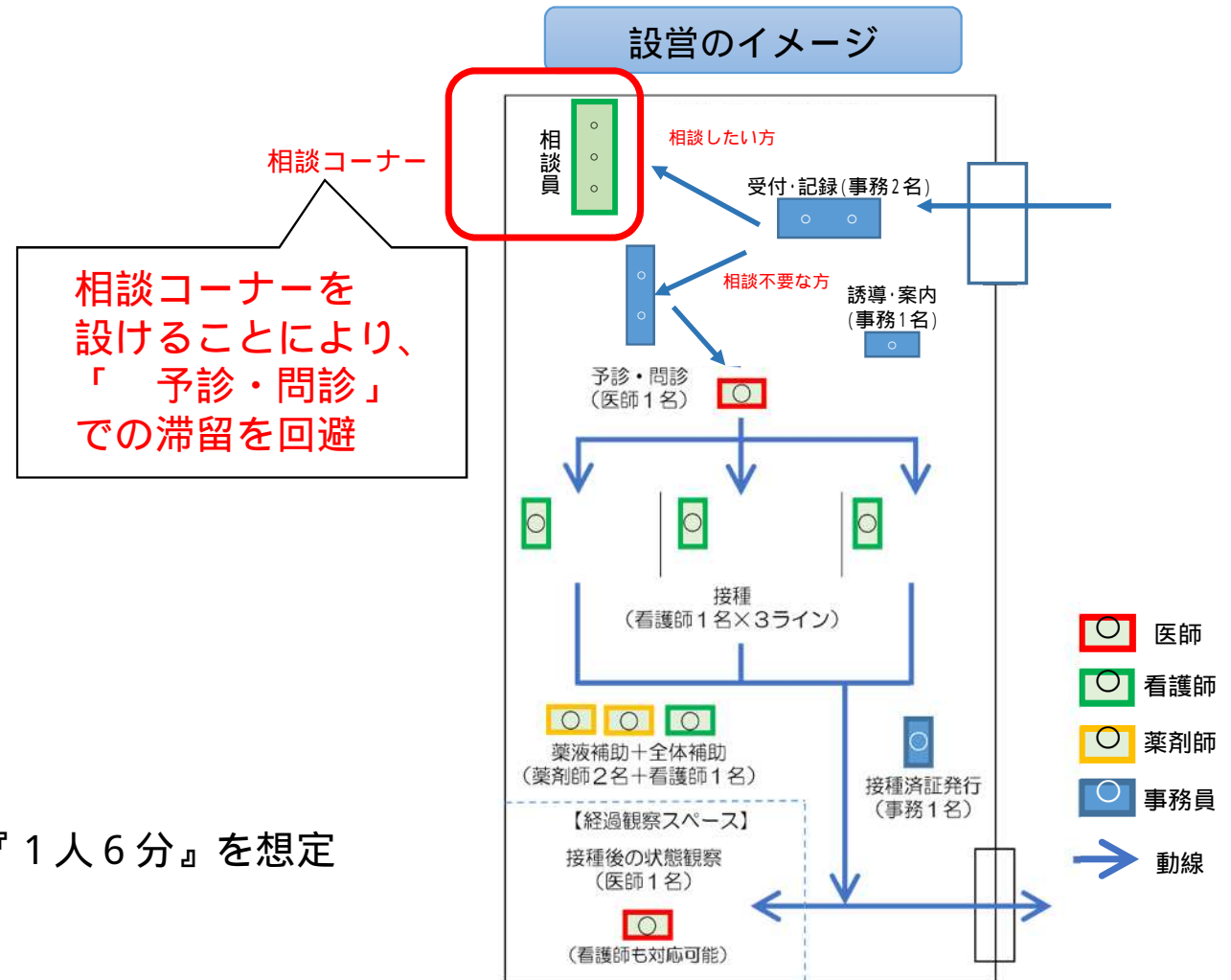
集団的接種の流れ

区立施設・学校体育館での集団接種

【当日の流れ】

受付
相談コーナー
（希望者のみ）
予診・問診
接種
接種済証発行
観察

受付から接種までの時間を『1人6分』を想定



相談・広報体制、小分け管理の試行

新型コロナウイルスワクチンに関する相談・広報体制

- 区民からの問い合わせ・相談
コールセンター
チャットボット
- 区民への周知・広報
ねりま区報
練馬区公式ホームページ
練馬区公式各種SNS（ツイッター、フェイスブック）
周知用ポスター・チラシの掲示、配布

ワクチンの小分け管理の試行について

医療従事者の優先接種に合わせ、区で行う小分け管理を試行する。

〔実施内容〕 医療従事者の優先接種を一部診療所で実施することで、ワクチンの小分け方法等を試行、検証する。

〔体制〕 練馬区医師会と協力し実施。

〔検証〕 試行後、課題の洗い出しを行い、高齢者の接種に向け、業務を改善していく。

新型コロナウイルス ワクチン接種の進め方と課題

S市新型コロナウイルス対策本部
ワクチン接種対策プロジェクトチーム

2021/01/25

接種の優先順位

※原則、住民票所在地の市町村で接種

S市のグループ分け

- A-1 医療従事者①(病院の医師, 看護師, 職員等)
- A-2 医療従事者②(診療所の医師, 看護師, 職員等)
- A-3 医療従事者③(歯科医師, 調剤薬局薬剤師等)
- A-4 救急隊員
- A-5 発熱外来担当自治体職員
- B-1 高齢者①(一般75歳以上)
- B-2 高齢者②(一般65歳以上75歳未満)
- B-3 高齢者、高齢者施設等の従事者③
(施設入所者、施設利用者に直接接する職員)
- C-1 基礎疾患を有する者(高齢者を除く)
- D-1 その他の者①
(65歳未満で障害者等国が指定する者)
- D-2 その他の者②(65歳未満一般)

国が提示している区分

1. 医療従事者

都道府県が調整主体

〈市が県と合議すべき〉



2. 高齢者等、 高齢者施設等の従業者

市町村が調整主体



3. 基礎疾患を有する者(高齢者を除く)

4. 上記以外の者

接種する場所 ※指定病院・接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多く

S市の優先順位

- A-1 医療従事者①(病院の医師, 看護師, 職員等)
- A-2 医療従事者②(診療所の医師, 看護師, 職員等)
- A-3 医療従事者③(歯科医師, 調剤薬局薬剤師等)
- A-4 医療従事者④(感染症患者(疑い含む)に頻回に接する機会のある者)
- A-5 救急隊員
- A-6 発熱外来担当自治体職員

- B-1 高齢者①(一般75歳以上)
- B-2 高齢者②(一般65歳以上75歳未満)
- B-3 高齢者、高齢者施設等の従業者③(施設入所者、利用者に直接接する職員)

- C-1 基礎疾患を有する者(高齢者を除く)

- D-1 その他の者①(65歳未満で障害者等国が指定する者)
- D-2 その他の者②(65歳未満一般)

接種場所 ※左記優先順位に対応

指定病院 ①公的病院 または ②民間病院

A-1・A-6 : 勤務場所の当該2病院(①または②)にて接種

A-2・A-3 : ①公的病院または②民間病院

(あらかじめ①または②に割り当て)

A-5・A-6 : ①公的病院

集団接種

※除外者 →

指定病院

当該入所施設

指定病院

← 除外者※

集団接種

指定病院(集団接種除外対象)

集団接種

※除外者 ⇒

指定病院

各グループの接種に関する課題

A 医療従事者

□ 接種日程を病院と調整する必要がある

- ・ 日中の一般診療時間を考慮し、接種時間は一般診療後の17:30～を想定

□ 指定病院は、接種した者のデータを住民票所在市町村へ報告する必要がある

- ・ 請求とは別に、接種者の健康管理的側面から接種台帳に登録

C 基礎疾患を有する者

□ 集団接種適否の判断

- ・ 基礎疾患の重症度により集団接種が不適切と判断される場合は、指定病院にて接種する(その際は、市が指定病院との調整を行う)
→ 主治医などの医師の判断となる(1/15厚労省回答)

D その他の者(65歳未満一般)

□ 「その他」の中でも優先順位を設定する必要がある

- ・ 障害者等国が指定する者
- ・ 施設入所者(65歳未満の者)
- ・ 妊婦→介護ヘルパー→学校教員 など

B 高齢者(集団接種者)

□ 移動手段の確保

- ・ 一人暮らし高齢者などの送迎が必要ではないか?(地区ごとに接種日を設定)

□ 超高齢者への対応

- ・ 集団接種会場での接種を除外する必要があるか? またその年齢は?
→ 担当医師、主治医の判断となる(1/15厚労省回答)

B 高齢者(入所施設での接種者)

□ 施設等への訪問接種

- ・ 嘱託医が接種出来ない場合、または嘱託医がいない施設の場合には、指定病院から医師および看護師を派遣してもらい、安全確認のうえ接種すべき
- ・ 施設接種の安全性が担保できない場合、指定病院に搬送のうえ接種すべき
→ 施設概要及び市町村の判断となる(1/15厚労省回答)

※医師等の派遣に係る協定(契約)の検討

※ワクチンの取り扱い、市職員の随伴(車の運転)の検討

その他接種に関する共通課題など

集団接種の除外対象

□ 国が示す必要がある

- ・ 体調, 体温, 血圧, SPO2などの指標は？
- ・ そもそもの年齢制限を付すべきか？
→ 主治医や担当医師の判断となる。市町村が決定
(1/15厚労省回答)

集団接種担当の市町村職員のワクチン接種

□ 接種の必要がある

- ・ 公共施設をワクチン接種会場とする開設届を提出, 臨時の診療所扱いとなる
- ・ 担当職員に診療所の臨時担当職員の辞令を出すことで, 「医療従事者等」の扱いとなる
→ (1/15厚労省回答)

医療従事者等④の考え方

□ どの範囲までを医療従事者と捉えるか

- ・ コロナ感染患者(疑い患者を含む)と頻回に接する機会のある者。
(例) コロナ病室を清掃する人
受付会計窓口の外部委託社員 など
- ・ 出入りする業者すべてが対象とはならない
→ (1/15厚労省回答)

住民票がない者への接種

□ 一般の職業の単身赴任者

(例) 市内大規模工場に単身赴任者300人
→ 接種可能 (1/15厚労省回答)

□ 原発避難地域からの避難者

- ・ 人数規模の把握
- ・ 日程通知(地区割り, 日にち指定)を考えた場合, どのように調整するか

効率的な接種のため事前調査

□ 事前の意向調査がカギ

- ・ 接種者の年齢や地区を取りまとめることで, 全体のオペレーションを効率的に行いたい

接種までの手順 S市(案) ※医療従事者以外

① 市:市民へ 予診票 接種券 調査票 を送付 ※ 調査票 は、S市独自のもの

② 市民:市へ 調査票 を返送 ・接種希望「有り」 ・基礎疾患 ・施設入所 ・障害 の有無などを記載

③ 市:集団接種日程を調整し、接種希望者へ 通知書 を送付 ・日にち、概ねの時間 など

※指定病院で接種する対象者は、指定病院と日程等を調整して通知する

④ 接種【1回目】 接種者は 予診票 接種券 を持参

※実施者は、ワクチンシールを接種者の 接種済証 (台紙)に貼付け、 予診票 接種券 を回収

※問診の結果、除外対象となった方には、後日、市が指定病院の調整を行う

⑥ 市:2回目接種日時を調整し、対象者へ 通知書 を送付 ・日にち、概ねの時間 など

⑦ 接種【2回目】 接種者は 予診票 接種券 を持参

※実施者は、ワクチンシールを接種者の 接種済証 (台紙)に貼付け、 予診票 接種券 を回収

⑤ ⑧ 実施者は、回収した 予診票 接種券 を市に送付

⑨ 市:接種台帳に登録、接種記録を管理する

市役所が実施する事務の課題

①集団接種に医師派遣等の協力をいただく病院との協定(契約)締結

- ・ 市から業務委託
- ・ 支払い(1日あたりの費用負担)
- ・ 医師, 看護師, 事務員等の派遣(人数)
- ・ 実施期間及び時間の設定(調整)
- ・ 予防接種保険適用の有無
- ・ 事故対応(補償対応を含む)
- ・ 協定締結の事前調整
- ・ 協定内容の調整, 実施日時の調整

②ワクチン台帳の整備

- ・ 住基システムとの連携
 - ・ 住民異動の随時反映(転入・転出、死亡・出生、転居)
- ・ 接種希望調査のワクチン接種台帳への登録
- ・ 接種する日時の指定, 地区割り
- ・ 実施機関病院との調整(施設入所者)
- ・ 基礎疾患を有する者、その他の者の優先順位付け
- ・ ワクチン接種後の台帳への登録
- ・ 接種除外対象者(年齢等)の把握等

③調査票の記載内容の検討

- ・ 接種意向の聞き取り, 優先順位付け, 接種除外対象等の把握が事前にできるものにする
 - ・ 医療従事者
 - ・ 高齢者
 - ・ 基礎疾患を有するもの
 - ・ 病状、障害の有無など
 - ・ その他の者で配慮を要する者
 - ・ 妊婦、単身赴任者等(他市町村での接種が認められる者)
- ・ 事務処理効率化の工夫(バーコードリーダー)

④ワクチンの管理(会場, 病院への搬送)

- ・ 集団接種会場への搬送, 施設入所高齢者等への接種時の搬送など
- ・ (集団接種会場の問診等による除外者に対する)病院での接種調整
- ・ リスト作成
- ・ 病院との調整(ワクチンの都合上, 集約予約制)
- ・ 集団接種会場の三蜜回避対策
- ・ 職員の感染防止対策(タイベックス着用 or ワクチン接種)

市役所が実施する事務の課題

⑤市民への周知

- 全体像を市民に周知する（広報そうま2/15号，区長会など）
- 集団接種の地区割りの事前説明
- 事前に区長会と協議し了解を得る

⑥移動手段の確保（交通弱者）

- 会場までの交通手段の有無の解析（希望聴取）
- 送迎バス等の用意

⑦集団接種会場の届け出等

- 診療所（集団接種会場）の開設許可申請
- 医療機関が、予防接種機関としての届け出（医師会へ）
- 集団接種会場の感染防止対策
- 従事者の感染防止対策（タイベックスの着用等）

⑧コールセンターの設置，業務内容の検討

- コロナ接種実施プロジェクトチームの中に設置
- 厚生労働省Q&Aに基づいたワクチン接種への疑問へお答え
- 予診票の記入に対しての疑問へのお答え
- ワクチン接種日時，交通手段の補助等のガイド

⑨2回目接種の体制構築と通知

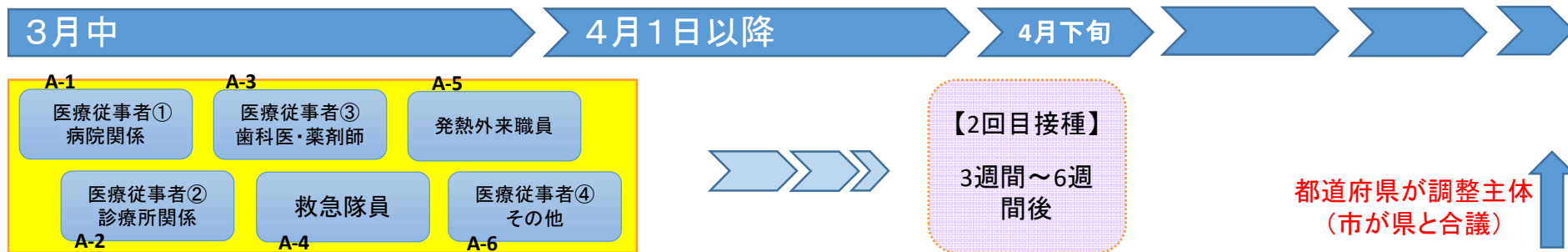
- 2回目の接種までの間隔は，1回目から3週間から6週間
- 1回目接種が終了するかなり前に2回目接種が始まるため，第2会場が必要となる
- 2回目接種会場の概要
 - 時間9:00～18:00
 - 200人/日・レーン×2レーン

接種の優先順位、接種時期、接種場所(イメージ)

2021/01/29

A

医療従事者



B

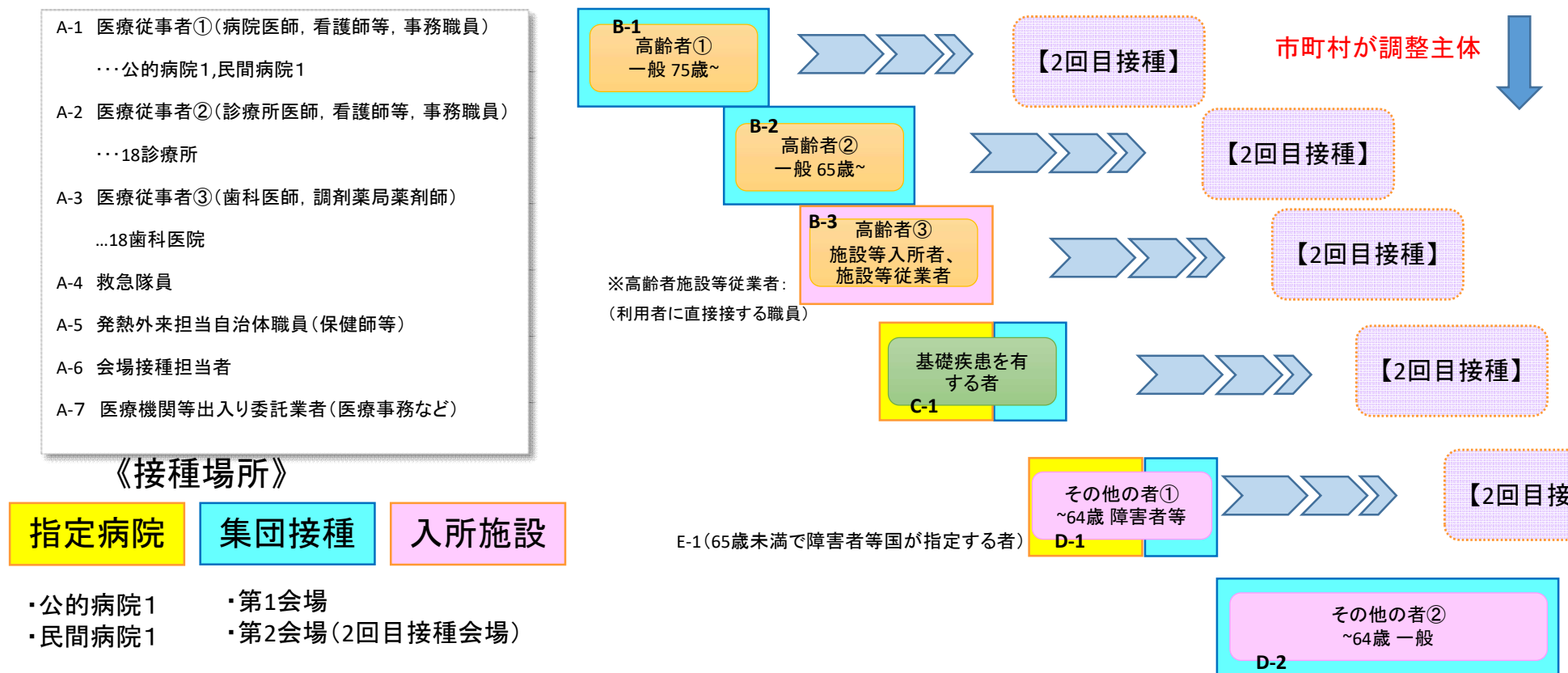
高齢者

C

基礎疾患を有する者

D

その他の者



接種までの手順(イメージ)

《接種場所》

指定病院

集団接種

入所施設

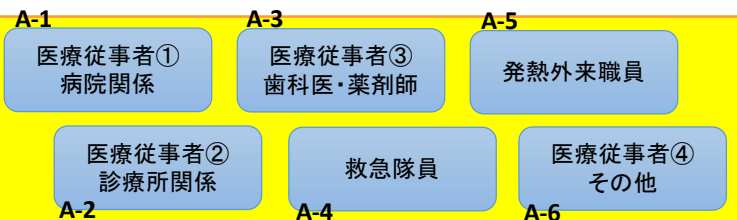
2021/01/29

3月中

4月1日以降

4月
下旬

医療従事者



県が調整主体の(医療従事者)【基本の流れ】

- 1【指定病院】接種人数等を市町村毎に把握し、その実績を各市町村に報告
- 2【市】指定病院から送付されたS市民分のデータを接種台帳へ登録

2回目接種
へ

市町村が調整主体の【基本の流れ】

高齢者

基礎疾患を
有する者

その他の者

- 1【市】
対象者へ次の関係書類を送付
①予診票
②接種券(クーポン券)
③調査票(往復はがき)

※
①②: 国の様式
③: 市独自のもの

B-1 高齢者①
一般 75歳~

B-2 高齢者②
一般 65歳~

B-3 高齢者③
施設等入所者、
施設等従業者

※高齢者施設等従業者:
(利用者に直接接する職員)

2【集団接種希望者】
③調査票で「希望」を選択し市に返送

3【市】
希望者を取りまとめ、集団接種の指定日時を決定し、本人および地域代表者(行政区長)へ連絡、調整

4【接種1回目】
集団接種会場にて接種

指定病院で
接種すべき者

2【指定病院での接種者】
市は指定病院との調整を行う

4【接種1回目】
指定病院にて接種

問診等で
除外すべき者

基礎疾患を有
する者
C-1

その他の者①
~64歳 障害者等
D-1

その他の者②
~64歳 一般
D-2

2回目接種へ

集団接種 第1会場 必要人数	職種	1レーン 当たり配置地	3レーン 配置 計	全体配置	会場合計	備考
1.予診票チェック、記入補助	事務職	2人	6人		6人	
2.受付、入力、体温計配付	事務職	2人	6人		6人	
3.体温記入、保健師助手	事務職	1人	3人		3人	
4.予診票確認、血圧・SPO2測定	保健師	1人	3人		3人	
5.薬液補充、医師補助	看護師	1人	3人		3人	
6.予診票確認、接種	医師	1人	3人		3人	
7.看護師助手、接種済証交付	事務職	1人	3人		3人	
8.薬剤管理	薬剤師			1人	1人	
9.会場入口検温チェック	事務職			1人	1人	
10.経過観察室 医師	医師			1人	1人	
11.経過観察室 退室管理タイムキーパー	事務職			2人	2人	
12.移動案内(2階→1階)	事務職			1人	1人	
(再掲)	事務職	6人	18人	4人	22人	市職員 22
他に、駐車場整理係として1 レーン当たり2人(計6人)、警 備会社に委託して配置	保健師	1人	3人		3人	市職員 3
	看護師	1人	3人		3人	公立or民間or医師会 3
	医師	1人	3人	1人	4人	医師会2、公立1、民間1
	薬剤師			1人	1人	公立or民間or薬剤師会 1
計		9人	27人	6人	33人	

集団接種 第2会場 必要人数	職種	1レーン 当たり配置地	2レーン 配置 計	全体配置	会場合計	備考
1.予診票チェック、記入補助	事務職	2人	4人		4人	
2.受付、入力、体温計配付	事務職	2人	4人		4人	
3.体温記入、保健師助手	事務職	1人	2人		2人	
4.予診票確認、血圧・SPO2測定	保健師	1人	2人		2人	
5.薬液補充、医師補助	看護師	1人	2人		2人	
6.予診票確認、接種	医師	1人	2人		2人	
7.看護師助手、接種済証交付	事務職	1人	2人		2人	
8.薬剤管理	薬剤師			1人	1人	
9.会場入口検温チェック	事務職			1人	1人	
10.経過観察室 医師	医師			(兼務)	-	
11.経過観察室 退室管理タイムキーパー	事務職			2人	2人	
12.移動案内(2階→1階)	事務職			-	-	
(再掲)	事務職	6人	12人	3人	15人	市職員 15
他に、駐車場整理係として1 レーン当たり2人(計4人)、警 備会社に委託して配置	保健師	1人	2人		2人	市職員 2
	看護師	1人	2人		2人	公立or民間or医師会 2
	医師	1人	2人	(兼務)	2人	公立1、民間1
	薬剤師			1人	1人	公立or民間or薬剤師会 1
計		9人	18人	4人	22人	

集団接種第1・2会場必要人数合計	職種	1レーン 当たり配置地	5レーン 配置 計	全体配置	会場合計	備考
1.予診票チェック、記入補助	事務職	2人	10人		10人	
2.受付、入力、体温計配付	事務職	2人	10人		10人	
3.体温記入、保健師助手	事務職	1人	5人		5人	
4.予診票確認、血圧・SPO2測定	保健師	1人	5人		5人	
5.薬液補充、医師補助	看護師	1人	5人		5人	
6.予診票確認、接種	医師	1人	5人		5人	
7.看護師助手、接種済証交付	事務職	1人	5人		5人	
8.薬剤管理	薬剤師			1人×2	2人	
9.会場入口検温チェック	事務職			1人×2	2人	
10.経過観察室 医師	医師			1人×1	1人	
11.経過観察室 退室管理タイムキーパー	事務職			2人×2	4人	
12.移動案内(2階→1階)	事務職			1人×1	1人	
(再掲)	事務職	6人	30人	7人	37人	市職員 37
他に、駐車場整理係として1 レーン当たり2人(計10人)、 警備会社に委託して配置	保健師	1人	5人		5人	市職員 5
	看護師	1人	5人		5人	公立or民間or医師会 5
	医師	1人	5人	1人	6人	医師会2、公立2、民間2
	薬剤師			2人	2人	公立or民間or薬剤師会 2
計		9人	45人	10人	55人	

1. 接種対象者の概数

- 医療従事者等（都道府県で把握・・・総人口の3%）
- 高齢者数（住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上）
- 基礎疾患を有する者（総人口の6.3%（20-64歳の場合））
 〃（総人口の4.9%（20-59歳の場合））
- 高齢者施設等従事者（総人口の1.5%）
- 上記以外の者

2. 接種体制

（1）会場の設置

ア：医療機関等で行う場合（実施医療機関、接種可能件数、物資等の確保）

イ：自治体が設置する会場で行う場合（実施施設、接種可能件数、医療者・物資の確保・管理）

ウ：巡回等による場合（実施施設、医療者・物資の確保・管理）

（2）対象者ごとの調整事項

- 医療従事者の場合 ※都道府県が調整するため市町村は必須ではない
 - ①医療機関において接種を受ける場合
 - ・自施設で行う場合（医療機関、件数、医療者・物資等の確保）
 - ・他施設で行う場合（対象者、接種先医療機関）
 - ②医療機関外において接種を受ける場合
 - ・会場で行う場合（会場、件数、医療者・物資等の確保）
 - ③その他

● 高齢者の場合

①高齢者施設入所者の場合

- ・自施設で行う場合（対象施設、件数、医療者・物資の確保・管理）
- ・その他の施設等で行う場合（移動手段）

②在宅の要介護者等の場合

- ・（ア）の場合（移動手段）
- ・（イ）（ウ）の場合（往診等を行う実施医療機関、件数、移動手段、物資の確保・管理）

③一般の高齢者（自立可能）の場合

※（1）に加えた特記事項

● 基礎疾患を有する者の場合

※（1）に加えた特記事項

● 高齢者施設等従事者の場合

- ・自施設で行う場合（対象施設）
- ・各自で接種する場合

● 一般住民の場合

※（1）に加えた特記事項

3. 接種時期に実施すべき対応

- 住民に対する情報提供
- 接種医療機関の周知（時期・方法）
- コールセンター（時期・場所・必要人員・物資等確保の方法）
- 副反応等に対する対応方法（住民への事前の情報提供・副反応が生じたときの相談先等）